

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	上尾高等学校	令和3年12月17日 (第270号)	令和2年度に実施した「散水用水中ポンプ取替修繕」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約事務に関する正確な知識を習得するため、事務職員全員に対し財務に関する各種研修に取り組み、契約事務の適正な執行を徹底した。 2 財務に関するチェックシート（契約編）を活用することで、決裁関係者が複数の目で契約に必要な手続に誤りがないか確認を徹底することとした。